

令和 7 年 8 月定例教育委員会会議

1. 日 時

令和 7 年 8 月 2 7 日（水）午前 9 時 3 0 分～午前 1 0 時 1 5 分

2. 場 所

河内長野市役所 7 階 行政委員会室

3. 出席委員

小川教育長、嘉名教育長職務代理者、田中委員、大矢委員、河野委員

4. 8 月定例教育委員会会議録署名委員

教育長、嘉名教育長職務代理者、大矢委員

5. 事務局出席者

尾西教育推進部長、生田教育推進部理事、山崎教育総務課長、篠崎学校教育課長、小池学校教育課参事、西川学校教育課参事、濱田社会教育第 1 課長、山本社会教育第 2 課長、太田社会教育第 2 課参事、松村教育総務課長補佐、都志教育総務課主幹

6. 会議要録

開 会

小川教育長

ただいまより教育委員会会議を開催いたします。

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、令和 7 年 8 月定例教育委員会会議を開会いたします。

(1) 前回会議録の承認

小川教育長

前回の会議録について、何かご異議、ご質問などございませんか。

特にご異議等がありませんでしたので、会議録を承認することといたします。

(2) 署名委員の指名

小川教育長

8月の会議の会議録の署名は、私のほかに嘉名教育長職務代理者と大矢委員にお願いします。

嘉名教育長職務代理者、大矢委員

了解しました。

(3) 教育長報告

小川教育長

次に教育長報告にうつります。

令和7年7月30日から令和7年8月26日までの間の活動、主なものを申し上げます。

まず7月30日水曜日は、定例教育委員会会議に出席しました。

7月31日木曜日は、庁議に出席しました。

8月1日金曜日・2日土曜日は、岐阜県山県市教育委員会（山県学園構想）を視察、日本個性化教育学会第18回全国大会に参加しました（愛知県東浦町）。

8月3日日曜日は、南花台夏祭りを視察しました（南花台小跡地）。

8月4日月曜日は、学びの森閉村式に出席しました。

8月5日火曜日は、星空観察会および防災について考えようの一日を視察しました（天見小）。

8月6日水曜日は、教職員初任者研修を視察しました（富田林市人権協議会）。

8月8日金曜日は、局部長会議に出席しました。薬師寺奉りを視察しました（岩瀬）。

8月9日土曜日は、考古学フェアを視察しました（キックス）。

8月10日日曜日は、大阪・関西万博を視察しました。ラブリーミュージカルを視察しました（ラブリーホール）。日野盆踊りを視察しました。

8月15日金曜日は、総務福祉教育常任委員協議会に出席しました。大阪府都市教育長協議会定例会、教職員人事主管部課長臨時会議に出席しました（アウィーナ大阪）。

8月19日火曜日は、政策検討会議に出席しました。文化財保護審議会に出席しました。

8月20日水曜日は、東京大学先端研×府立長野高校連携ワークショップ発表会を視察しました（キックス）。

8月21日木曜日は、府基礎自治機能の充実協会意見交換会、府議会各会派との府政要望に関する意見交換会に出席しました（大阪府庁）。

8月22日金曜日は、全日本小学生ソフトテニス選手権大会（三日市小6年生）市長表敬訪問に同席しました。学習支援事業を視察しました（千代田中・東中）。校長会主催スキルアップ研修に出席しました。

8月23日土曜日は、青少年指導員連絡協議会ジュニアキャンプ開村式に出席しました。

8月24日日曜日は、第1回モックル杯モルック大会を視察しました（南花台小中学校）。青少年指導員連絡協議会ジュニアキャンプ閉村式に出席しました。「河内長野版歳時記プロジェクト」映像上映会に出席しました（キックス）。

8月25日月曜日は、庁議に出席しました。学習支援事業を視察しました（長野中）。

8月26日火曜日は、校長会に出席しました。

以上、教育長報告を終わります。何かご質問はございませんか。

小川教育長

よろしいでしょうか。

ではつづいて、各委員から報告事項、情報提供をお願いいたします。

小川教育長

よろしいでしょうか。

それではこれで教育委員報告を終わります。

(4) 議事（要旨）

小川教育長

それでは、本日の案件に入ります。

議案第 19 号「河内長野市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について」説明をお願いします。

濱田社会教育第 1 課長

議案第 19 号「河内長野市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について」ご説明いたします。議案書の 2 ページから 3 ページ、また、議案説明資料の 2 ページから 3 ページをご覧ください。概要といたしまして、河内長野市立加賀田公民館が河内長野市立加賀田小学校の校舎内に移転・複合化をすることに伴い、当該公民館の設置位置を変更するため、本条例を改正するものです。改正の要点といたしましては、設置位置を「加賀田 617 番地の 4」から「加賀田 578 番地の 2」に改める内容となります。なお、加賀田小学校には、複数の地番がありますことから、移転後の加賀田公民館が所在する位置については、主となる地番といたしました。施行日は公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内で規則で定める日といたします。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

小川教育長

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いいたします。

小川教育長

それではご異議等がないようですので、議案第 19 号「河内長野市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を承認いたします。

次に議案第 20 号「第 2 次河内長野市文化財保存活用地域計画の策定について」説明をお願いします。

太田社会教育第 2 課参事

議案第 20 号「第 2 次河内長野市文化財保存活用地域計画の策定について」ご説明いたします。議案書は 4 ページ、議案説明資料は 4 ページから 6 ページをお願いいたします。第 2 次河内長野市文化財保存活用地域計画は文化財保護法第 183 条の 3 に規定されております法定計画でございます。計画内容は、市町村における文化財保護の中・長期の方針を示すマスタープランと短期に実施する具体的な事業を記載したアクションプランの 2 つの役割を担うものでございます。令和元年度から令和 7 年度までを計画期間としました第 1 次計画の後をうけまして、令和 8 年度から令和 17 年度の 10 年間にわたる、文化財の調査研究、保存修理、活用に関する計画になります。当該計画につきましては、令和 7 年 5 月 28 日に河内長野市文化財保護審議会へ諮問を行い、令和 7 年 8 月 19 日付で答申がございました。今後、この答申に基づき計画を策定し、文化庁に法定計画としての認定を受けることになります。議案説明資料の 4 ページの、2 参照法令にあります、教育長に対する事務委任等に関する規則をお願いいたします。本計画の策定につきましては、教育長に対する事務委任等に関する規則に規定されております、「学校教育及び社会教育に関する事務の管理及び執行の一般的方針」になりますので、本来は教育委員会の議決が必要な案件となります。しかし、今後、文化庁との協議の中で、調整を行いまして、計画の内容を一部修正し、その後、速やかに法定計画としての認定を文化庁から受ける必要がございます。そのため、事前に教育委員会に諮ることが困難な状況にあると考えられます。このため、第 2 次河内長野市文化財保存活用地域計画の策定に関わる事務につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 1 項及び、教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により、教育長に臨時に代理させる旨、事前に議決を求めるものでございます。最終的に定まりました計画の内容、或いは文化庁との協議計画につきましては、文化庁からの認定を受け次第、ご報告させていただきます。説明は以上でございます。ご審議の上、ご承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

す。

小川教育長

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いいたします。

小川教育長

それではご異議等がないようですので、議案第 20 号「第 2 次河内長野市文化財保存活用地域計画の策定について」を承認いたします。

(5) 報告案件（要旨）

・報告第 16 号「労働基準法第 36 条に基づく労使協定の締結について」

学校教育課（市立小中学校・子ども教育支援センター）における、労働基準法第 36 条に基づく労使協定の締結について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 1 項及び教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年 3 月 27 日付けで教育長が臨時で代理する議決を得た上で、今回実施した旨報告したものです。

・報告第 17 号「第 2 次河内長野市文化財保存活用地域計画の策定にかかる答申について」

文化財保護法第 183 条の 3 第 3 項の規定に基づき、河内長野市文化財保護審議会に対し第 2 次河内長野市文化財保存活用地域計画の策定について諮問していた内容について、同審議会から答申があったため、その内容を報告したものです。

(6) その他報告（要旨）

社会教育第 2 課

- 英語多読ひろば
- 図書館 資料展示について
- 金剛寺多宝塔がピンク色にライトアップ
- 講座 女人高野「慈尊院の成立と展開」～女性たちは何を祈ったか～

- 檜皮葺と茅葺屋根を知る―修復現場から考える―
- ふるさと歴史学習館臨時休館のお知らせ

閉 会

小川教育長

以上で8月定例教育委員会を閉会します。

令和 7 年 9 月定例教育委員会開催日程

1. 日 時

令和 7 年 9 月 2 6 日（金） 午前 9 時 3 0 分開催

※開始時間については、審議案件の件数により変更あり。

2. 場 所

河内長野市役所 7 階 行政委員会室

教育長報告（令和7年7月30日～令和7年8月26日） 別 紙

- 7月30日（水） 定例教育委員会会議出席
- 7月31日（木） 庁議出席
- 8月1日（金） } 山県市教育委員会「山県学園構想視察」（岐阜県山県市）
- 8月2日（土） } 日本個性化教育学会第18回全国大会参加（愛知県東浦町）
- 8月3日（日） 南花台夏祭り視察（南花台小跡地）
- 8月4日（月） 学びの森閉村式出席
- 8月5日（火） 星空観察会および防災について考えようの一日視察（天見小）
- 8月6日（水） 教職員初任者研修視察（富田林市人権協議会）
- 8月8日（金） 局部長会議出席、薬師寺奉り視察（岩瀬）
- 8月9日（土） 考古学フェア視察（キックス）
- 8月10日（日） 大阪・関西万博視察、ラブリーミュージカル視察（ラブリーホール）、日野盆踊り視察
- 8月15日（金） 総務福祉教育常任委員協議会出席
大阪府都市教育長協議会定例会出席（アウィーナ大阪）
市町村教育委員会教育長・教職員人事主管部課長臨時会議出席（アウィーナ大阪）
- 8月19日（火） 政策検討会議出席、文化財保護審議会出席
- 8月20日（水） 東京大学先端研×府立長野高校連携ワークショップ発表会視察（キックス）
- 8月21日（木） 府基礎自治機能の充実協会意見交換会出席（大阪府庁）
府議会各会派との府政要望に関する意見交換会出席（大阪府庁）
- 8月22日（金） 全日本小学生ソフトテニス選手権大会（三日市小6年生）
市長表敬訪問同席、学習支援事業視察（千代田中・東中）
校長会主催スキルアップ研修出席
- 8月23日（土） 青少年指導員連絡協議会ジュニアキャンプ開村式出席
- 8月24日（日） 第1回モックル杯モルック大会視察（南花台小中学校）
青少年指導員連絡協議会ジュニアキャンプ閉村式出席
「河内長野版歳時記プロジェクト」映像上映会出席（キックス）
- 8月25日（月） 庁議出席、学習支援事業視察（長野中）

8月26日（火） 校長会出席

令和 7 年 8 月 定例教育委員会会議

議 案 書

令和7年8月定例教育委員会会議提出議案目次

(議決案件)

- 議案第19号 河内長野市立公民館の設置及び管理に関する条例
の一部改正について
(説明担当 社会教育第1課・・・・・・p. 2)
- 議案第20号 第2次河内長野市文化財保存活用地域計画の策定
について
(説明担当 社会教育第2課・・・・・・p. 4)

(報告案件)

- 報告第16号 労働基準法第36条に基づく労使協定の締結につ
いて
(説明担当 教育総務課・・・・・・p. 5)
- 報告第17号 第2次河内長野市文化財保存活用地域計画の策定
にかかる答申について
(説明担当 社会教育第2課・・・・・・p. 6)

議案第 19 号

河内長野市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正
について

河内長野市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
は、次のとおりです。

令和 7 年 8 月 27 日

河内長野市教育長 小川 祥

議案第 号

河内長野市立公民館の設置及び管理に関する条例の改正につ

いて

河内長野市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和 7 年 月 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改
正する条例

河内長野市立公民館の設置及び管理に関する条例（昭和 5 2 年河内長野
市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「加賀田 6 1 7 番地の 4」を「加賀田 5 7 8 番地の 2」
に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則
で定める日から施行する。

議案第 20 号

第 2 次河内長野市文化財保存活用地域計画の策定について

第 2 次河内長野市文化財保存活用地域計画の策定については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 1 項及び教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により教育長に代理させる。

令和 7 年 8 月 27 日

河内長野市教育長 小川 祥

報告第 16 号

労働基準法第 36 条に基づく労使協定の締結について

教育委員会事務局職員に係る労働基準法第 36 条に基づく労使協定の
締結について、別冊 1 のとおり報告する。

令和 7 年 8 月 27 日

河内長野市教育長 小川 祥

報告第 17 号

第 2 次河内長野市文化財保存活用地域計画の策定にかかる答
申について

文化財保護法第 183 条の 3 第 3 項の規定に基づき、令和 7 年 5 月 28 日付で河内長野市文化財保護審議会に諮問した件について、別冊 2 のとおり答申があったので報告する。

令和 7 年 8 月 27 日

河内長野市教育長 小川 祥